

知立市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、知立市が発注する建設工事及び設計、測量、調査、補償、監理等の委託業務（以下「委託業務」という。）の施工又は施行成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は次のとおりとする。ただし、市長が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

- (1) 当初設計金額が130万円を超える建設工事
- (2) 当初設計金額が50万円を超える委託業務

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 建設工事成績の評定者は、知立市工事検査要領に定める検査員（以下「検査員」という。）及び知立市工事等監督要領（以下「監督要領」という。）に定める監督員（以下「監督員」という。）とする。
- (2) 委託業務成績の評定者は、監督要領に定める主任監督員及び総括監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、契約ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表又は委託業務成績評定表に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 検査員である建設工事成績の評定者は完了検査を実施したとき、監督員である建設工事成績の評定者は工事が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 委託業務成績の評定者である主任監督員及び総括監督員は、委託業務の成果納品時に評定を行うものとする。

(評定の作業)

第6条 建設工事成績の評定は、工事成績採点表により行うものとする。

- 2 委託業務成績の評定は、委託業務成績採点表又は委託業務成績評定表により行うものとする。

3 建設工事成績の評定作業の詳細は、知立市工事成績評定作業の指針により行うものとする。

4 委託業務成績の評定作業の詳細は、知立市委託業務成績評定作業の指針により行うものとする。

(評定表等の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく工事又は委託業務発注担当課長に評定表等を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく建設工事又は委託業務の受注者に対して、評定の結果を、検査結果通知書に項目別評定点を添付し、通知するものとする。ただし、項目別評定点がないものについては、この限りでない。

(評定の修正)

第9条 市長は、第8条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事又は委託業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は第9条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「土曜日、日曜日及び国民の祝日」含む。)以内に、書面により、通知を行った者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、工事又は委託業務成績評定点に対する説明請求回答書により回答するものとする。

(工事成績一覧表)

第11条 検査担当課長は、工事成績評定表に基づき発注担当課別及び受注者別に工事成績一覧表を作成する。

2 検査担当課長は、会計年度ごとに工事成績一覧表を知立市指名審査委員会(以下「委員会」という。)に報告する。

(成績不良工事に関する報告)

第12条 検査担当課長は、第6条により評定点が著しく低いものについて、当該工事の受注者を会計年度ごとにまとめ、委員会に報告する。

2 検査担当課長は、履行遅滞工事の受注者を会計年度ごとに委員会に報告する。

(様式)

第13条 この要領に定めのある様式については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式一覧

様式第 1 (その 1)	工事成績採点表
様式第 1 (その 2-1)	委託業務成績採点表
様式第 1 (その 2-2)	委託業務成績評定表
様式第 2 (その 1)	項目別評定点
様式第 2 (その 2)	項目別評定点
様式第 3	説明請求回答書

様式取扱い上の注意

本要領の様式は、建設工事を基本にして定めたものであるため、委託業務契約の場合においては、各様式中「工事名、工事場所、契約金額、請負者」を「委託業務名、委託業務場所、契約金額、受託者」等に適宜改めて使用すること。